

豊川で働こっ!

豊川市奨学金返還支援事業

3年間分で  
最大

72万円

奨学金の返還を支援します!

奨学金  
返還支援  
とは?

豊川市では、市内中小企業者等の人材確保を図るため、市内登録事業者就職した方に対し、登録事業者と一緒に奨学金返還の一部を補助(1年あたり上限24万円)しています。

補助対象者



以下のすべてにあてはまる方

- 大学等(※)を卒業し登録事業者正規雇用で就職  
※大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校
- 就職した日における年齢が35歳未満
- 在学中に奨学金の貸与を受けた
- 市内に住所を有し、市税の滞納がないこと



登録事業者



豊川市内に事業所があり、奨学金返還支援事業に賛同し、登録している中小企業者

最新の  
登録事業者はこちら



お申込み・  
お問い合わせ先

豊川市商工観光課商工労政係

TEL:0533-95-0263 メール:shoko@city.toyokawa.lg.jp

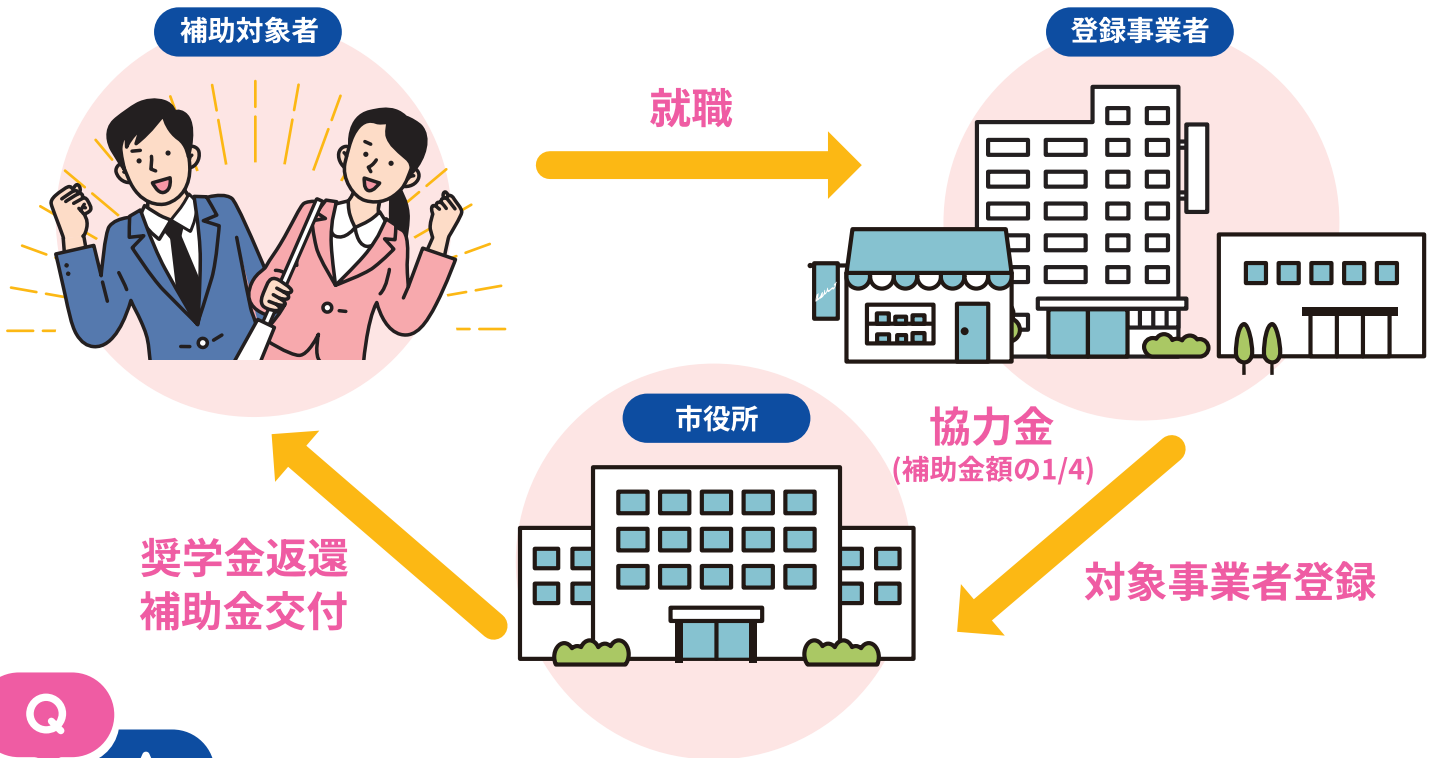
詳細は裏面へ

TOYOKAWA



	補助額 (うち登録事業者協力額)	補助対象期間	交付申請	補助金受領
1年目	60,000円(15,000円)	10月~12月分(3か月分)	各翌年1月※	各翌年3月頃※
2年目	240,000円(60,000円)	1月~12月分(12か月分)		
3年目	240,000円(60,000円)	1月~12月分(12か月分)		
4年目	180,000円(45,000円)	1月~9月分(9か月分)		

※状況により前後することがございます。



Q

A

よくある質問

Q 豊川市以外のお出身でも対象になりますか。

A 対象になりますが、豊川市に住民票を移していただく必要があります。

Q 途中で退職した場合はどうなりますか。

A 退職日までに奨学金を返還した月数に応じて補助金を支給します。

Q 中途採用でも対象になりますか。

A 対象事業者に就職時点で35歳未満であれば対象となります。

Q 補助金をもらえなくなることはありますか。

A 就職先が登録事業者でなくなった場合や、登録事業者であっても市外の事業所に配属された場合、それ以降補助金を受けとることができません。ご注意ください。

制度の詳細・申請は市HPをご覧ください。

豊川市 奨学金返還支援 検索

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/sangyokankyo/shokokanko/2/5/5/index.html> >>

